

平成 22 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 ホウトク
代 表 者 名 代表取締役社長 北野 正昭
(コード番号 7973 第 2 部)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 岩田信光
電 話 番 号 (0568) 79-3581

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議
ならびに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 18 日付「当社完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、当社普通株式は平成 22 年 7 月 22 日から平成 22 年 8 月 22 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 8 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名古屋証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成 22 年 8 月 25 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成 22 年 8 月 26 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 455,800 分の 1 株の割合をもって当社の甲種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の取得について必要なお承認を戴くため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられる甲種種類株式（以下、「甲種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします（定款の一部変更の件－1）。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号の定めを指し、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに甲種種類株式を 455,800 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします（定款の一部変更の件－2）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は全部取得条項付普通株式の株主の皆様（当社を除きます。）に対して、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに甲種種類株式を 455,800 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

II. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款の一部変更の件①は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「I. 1 定款の一部変更の件－1 (種類株式発行に係る定款一部変更の件)」に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力発生

上記(1)に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款の一部変更の件②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「I. 2 定款の一部変更の件－2 (全部取得条項に係る定款一部変更の件)」に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力発生

上記(1)に係る定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成22年8月26日に効力が発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件③は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式取得の件」に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力発生

上記(1)の全部取得条項付普通株式の取得の件は、「I. 2 定款の一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成22年8月26日に効力が発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合に、全部取得条項付普通株主の皆様が割当てられることになる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主の皆様が割当てを受ける端数の比率に応じて、売却代金を交付する予定です。)に相当する数の甲種種類株式について、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得たうえで、アイリスオーヤマに対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の甲種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に120円(アイリスオーヤマが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主の皆様が交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 取得日

平成22年8月26日といたします。

Ⅲ. 上記定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款一部変更等の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の開催	平成 22 年 7 月 22 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款の一部変更の件-1」）の効力発生日	平成 22 年 7 月 22 日（木）
当社普通株式の名古屋証券取引所における整理銘柄への指定	平成 22 年 7 月 22 日（木）
全部取得条項を付すための定款一部変更に係る公告	平成 22 年 8 月 6 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成 22 年 8 月 6 日（金）
当社普通株式の名古屋証券取引所における売買最終日	平成 22 年 8 月 20 日（金）
当社普通株式の名古屋証券取引所における上場廃止日	平成 22 年 8 月 23 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式の交付に係る基準日	平成 22 年 8 月 25 日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款の一部変更の件-2」）の効力発生日	平成 22 年 8 月 26 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式交付の効力発生日	平成 22 年 8 月 26 日（木）

以 上